

第16章 準備書についての市長の意見と 事業者の見解

第16章 準備書についての市長の意見と事業者の見解

令和2年3月25日付け31千環環保第1936号で通知された準備書に対する千葉市長意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、千葉市若葉区において、平成28年度末に停止した千葉市北谷津清掃工場を解体・撤去し、同跡地に、安定的なごみ処理体制の3用地2清掃工場運用体制を新たに構築するため、焼却能力585トン/日の清掃工場を設置する計画である。

本事業実施区域周辺には、農地や山林があるほか一部住宅も存在し、さらに、当該区域から約1 km以内の場所には、保育施設や小学校等を有する大規模な住宅地（千城台東）が広がっているほか、御茶屋御殿や加曽利貝塚公園等の史跡が点在している。

また、隣接する大草谷津田いきものの里は、ふるさとの原風景が残り、多種多様な動植物が生息する貴重な谷津田であり、ボランティアによる管理や四季を通じた自然観察会が実施されるなど市民と自然との触れ合いの場としても活用されている。

このため、事業実施にあたっては、地域住民の生活環境への影響をできる限り回避・低減するとともに、谷津田の環境の保全等に対する配慮が必要である。

事業者は、以上の地域特性を踏まえ、以下の点について十分に検討を行い、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成すること。また、事業の実施にあたっては、環境の保全に万全を期すこと。

事業者の見解

本事業は、既存施設の用地を活用して新清掃工場を建設するものであり、北清掃工場及び新港清掃工場は安定的に運用させ、それぞれの施設の老朽化による廃止時期に合わせ、計画的に代替施設の整備を行うものです。

当該事業実施区域周辺には、農地や山林、住宅が存在しており、約1 km以内の場所には保育施設や小学校等の保全対象施設を有する大規模な住宅地が広がっているほか、御茶屋御殿跡や加曽利貝塚縄文遺跡公園等の史跡が存在します。

また、植物・動物の生育・生息環境であり、市民と自然との触れ合いの場としても活用され

ている大草谷津田いきものの里が隣接しています。

これらを踏まえ、地域住民の生活環境への影響をできる限り回避・低減し、谷津田の環境の保全等に配慮するため、千葉市長意見等を踏まえ環境影響評価準備書の内容を検討し、評価書を取りまとめました。

＜総論＞

事業の実施にあたっては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載されている環境保全措置を確実に実行するとともに、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

事業者の見解

事業の実施にあたっては、準備書に記載した環境保全措置を確実に実行するとともに、環境保全対策に関する最善の利用可能技術の導入を検討し、より一層の環境影響の低減に努めてまいります。また、環境保全措置の実施状況については、工事中及び供用時に事後調査を実施することとしており、その結果を事後調査報告書に記載してまいります。

＜各論＞

1. 大気質に関すること

（１）石綿の除去については、石綿含有建材の規制対象化や事前調査の徹底等を内容とする大気汚染防止法の改正が検討されていることから、その動向を注視し、同法の遵守に万全を期すこと。

事業者の見解

既存施設の解体にあたっては、石綿を混入した材料が使用されている箇所についてはアスベスト対策として、大気汚染防止法及び「千葉市建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱」（平成30年４月 千葉市）、石綿障害予防規則（平成29年６月 厚生労働省）、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（平成30年３月 厚生労働省）、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成23年３月 環境省）等に基づき必要な調査・手続きを行うこととしております。

なお、工事の実施にあたっては、石綿含有建材の規制対象化や事前調査の徹底等を内容とする大気汚染防止法の改正が検討されていることから、その動向を注視し、適切に対応してまいります。

(2) 工事用車両及び供用時のごみ搬入車両の走行による大気質への影響については、地域住民への影響が懸念されることから、その影響を低減するための具体的な措置を評価書に記載すること。

事業者の見解

工事用車両及び供用時のごみ搬入車両の走行による大気質への影響については、地域住民への影響が懸念されることから、環境に配慮した車両の使用や、アイドリングや空ぶかし、急発進・急停止等をしないなど、さまざまな措置を講じ環境負荷の低減に努めてまいります。また、これらの環境保全措置を確実に実施し、環境保全措置の担保のための対応を行うこととしており、その内容を評価書に記載しました。(11-44、119、136頁参照)

2. 騒音・振動に関すること

廃棄物の搬出入における騒音については、一部の地点で道路交通騒音の予測結果が環境基準を超過していることから、準備書に示した環境保全措置を徹底するとともに、追加の環境保全措置を検討し、評価書で明らかにすること。

事業者の見解

廃棄物の搬出入における騒音については、一部の地点で道路交通騒音の予測結果が環境基準を超過していることから、準備書に示した環境保全措置を徹底するとともに、追加の保全対策として、環境基準の超過が予測される市道金親町64号線については、現況調査時で走行車両の速度が制限速度以上になっていることから、警察と協議のうえ速度遵守の対策を行うこととし、その旨を評価書に記載しました。(11-184、186頁参照)

3. 土壌に関すること

(1) 事業実施区域内において既に確認された土壌汚染について、周辺の地下水への影響が懸念されることから、影響の有無について、評価書で明らかにすること。

事業者の見解

対象事業実施区域内の土壌調査（概況調査）において、基準を超過した地点について深度方向への調査を行った結果、いずれの地点も表層のみの汚染で地下水までは達しておらず、周辺民家井等及び敷地内観測井の水質を調査した結果においても基準値を超える有害物質は確認されませんでした。また、敷地内観測井については、指定区域解除までモニタリングを行います。今後、汚染の確認された地点については、汚染対策（掘削除去）を実施していく計画で

あることから、本事業による周辺地下水への影響は無いものと考えており、その旨を評価書に記載しました。（11-243～245頁参照）

（２）土壌調査の結果、基準値を超過した区域については、造成工事の開始前に汚染対策として掘削・除去を実施する計画となっているが、掘削等の作業を行う際には、関係法令や各種ガイドラインの遵守を徹底し、汚染の拡大等が生じないよう万全を期すこと。

事業者の見解

土壌調査の結果、基準値を超過した区域については、造成工事の開始前に汚染対策として掘削・除去を実施する計画としており、掘削等の作業を行う際には、関係法令や各種ガイドラインの遵守を徹底し、汚染の拡大等が生じないよう万全の対策を講じてまいります。

4. 生物への影響に関すること

（１）国が準絶滅危惧に指定するオオムラサキについては、発生木の育成及び幼虫等の移設を実施して個体の保護を図る計画となっているが、移設にあたっては、オオムラサキの四季における生態を十分把握のうえ、実施すること。

事業者の見解

環境保全措置の実施にあたっては、オオムラサキの四季における生態を十分把握のうえ、発生木の育成や幼虫の移設等の具体的な手法について専門家の指導・助言や最新の知見をもとに、適切な移設方法を検討するとともに、環境の類似性、土地の担保性を考慮して候補地を選定するなど、移設の成功率を高めるような対策を講じてまいります。

（２）事業実施区域内の施設の配置において、調整池を埋め立てる計画となっているが、動植物の生息域として貴重な場であることから、その保存について、検討結果を評価書で明らかにすること。

事業者の見解

施設の規模が現状よりも大きくなるとともに、最新の公害防止設備を導入することから、建屋の面積が現状より大きくなり、必要となる計量棟、スラグストックヤード、駐車場などの場内動線を考慮して再度レイアウトを検討した結果、必要面積等の観点から、災害廃棄物置場は調整池のある場所にならざるを得ません。

調整池の消失による影響は小さいと予測されるものの、事業の実施にあたっては、千葉市公共施設等緑化推進要綱に基づき敷地面積の20%以上の緑地を確保するとともに、植栽は周辺環境との調和に努めるなど、この地域にふさわしい緑化を推進する旨を評価書に記載しました。
(2-10、26頁参照)

5. 景観に関すること

建屋等の色彩デザインに配慮し、周辺地域の景観との調和が図れるよう努めること。

事業者の見解

建屋等の色彩デザインについては、千葉市都市景観条例に基づき、都市景観デザイン室と協議を行うこととしており、周辺地域との調和を図れるよう配慮してまいります。

6. 廃棄物等に関すること

解体工事及び建設工事に伴い発生する「混合廃棄物」の種類及び量の算出について、評価書に記載すること。

事業者の見解

解体工事及び建設工事に伴い発生する「混合廃棄物」の種類及び量の算出の考え方について、評価書に記載しました。(11-462頁参照)

7. 温室効果ガスに関すること

(1) 当該計画は、コークスを使用することで他の処理方式より多くの温室効果ガスを発生させることとなるが、その削減対策に掲げるコークス使用量等低減技術の具体的な内容及び削減効果について、評価書に記載すること。

事業者の見解

コークス使用量等低減技術の具体的な内容及び削減効果について、評価書に記載しました。
(11-472、473頁参照) また、本事業では、更なる温室効果ガスの抑制のため、屋上を利用した太陽光発電や小型風力発電機を備えた街路灯の設置など再生可能エネルギーの積極的な導入や、LED照明や人感センサ付きの照明、トップランナー基準値を達成する空調設備の採用など、省エネルギー型の機器の積極的な採用に努める等の措置を講じてまいります。

(2) ごみの焼却に伴って発生するエネルギーについては、可能な限りエネルギー回収効率の向上に努めるとともに、回収したエネルギーは、準備書に記載の余熱利用施設だけでなく、幅広い有効利用を検討すること。

事業者の見解

ごみの処理に伴って発生するエネルギーについて、場内利用や場外施設へのエネルギー供給、発電等により余熱利用を行い、エネルギー回収率21.5%以上とする計画としています。

また、既存施設において行っていた高齢者施設（若葉いきいきプラザ）への熱供給は、計画施設においても実施することとしており、さらに、新たな余熱利用施設（検討中）への電力及び余熱の供給、高齢者施設（若葉いきいきプラザ）への電力の供給も行う計画としておりますが、回収エネルギーの幅広い有効利用について今後、更なる検討を行ってまいります。

(3) 「千葉市地球温暖化対策実行計画 改訂版」（平成28年10月）における廃棄物処理施設の削減目標（2030年度までに2013年度実績より約17%削減）との関係を評価書に記載すること。

事業者の見解

「千葉市地球温暖化対策実行計画 改訂版」（平成28年10月）における廃棄物処理施設の削減目標について、本事業との関連性を評価書に記載しました。（11-472頁参照）

8. その他

(1) 評価書の作成にあたり、市民に分かりやすい図書となるよう十分配慮すること。

事業者の見解

評価書の作成にあたっては、図表での表現や使用する語句、言い回し等に配慮し、わかりやすい図書となるよう最大限の配慮をしました。

(2) 災害廃棄物置場を設置する計画であることが明らかになったことから、該当置場の詳細及び使用時の環境影響等について、評価書において明らかにすること。

事業者の見解

計画施設内の災害廃棄物置場については、市内各所に設ける仮置き場から、分別された木材などの可燃物で、計画施設で処理するものを一時的に置くものです。臭気の発生や地下水への浸透が懸念されるような状態の廃棄物の持ち込みは行わないことから、悪臭や地下水汚染などの発生がないこと、粉じんに関する環境保全措置を評価書に記載しました。（2-28頁参照）